

「遺伝資源へのアクセス手引 第2版」 (2012年3月発行) の紹介

生物多様性条約・ABS説明会
2012年9月26日、大阪科学技術センタービル

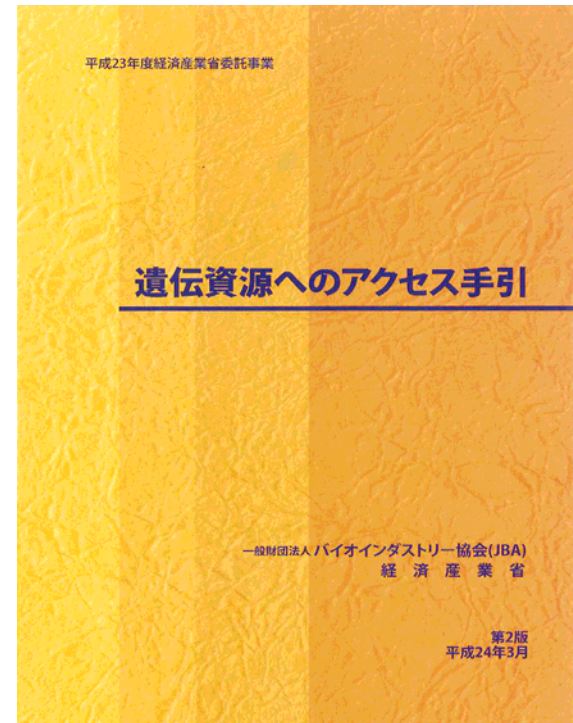
一般財団法人 バイオインダストリー協会
生物資源総合研究所
渡辺順子

遺伝資源へのアクセス手引 第2版

2



2005年



2012年

遺伝資源へのアクセス手引第2版の特徴

3

- (1) 基本はボン・ガイドライン**
- (2) 名古屋議定書の重要事項を追加**
- (3) 7年の実施経験を踏まえて、
新たなQ&Aを追加**

手引第2版の目次

I 一般的事項

用語の説明追加、流れ図(9頁)を改定等

II アクセスと利益配分の手順

名古屋議定書関連条項を追加、「遵守」規定を追加、
実施上の問題点と対応(Q&A)を追加。

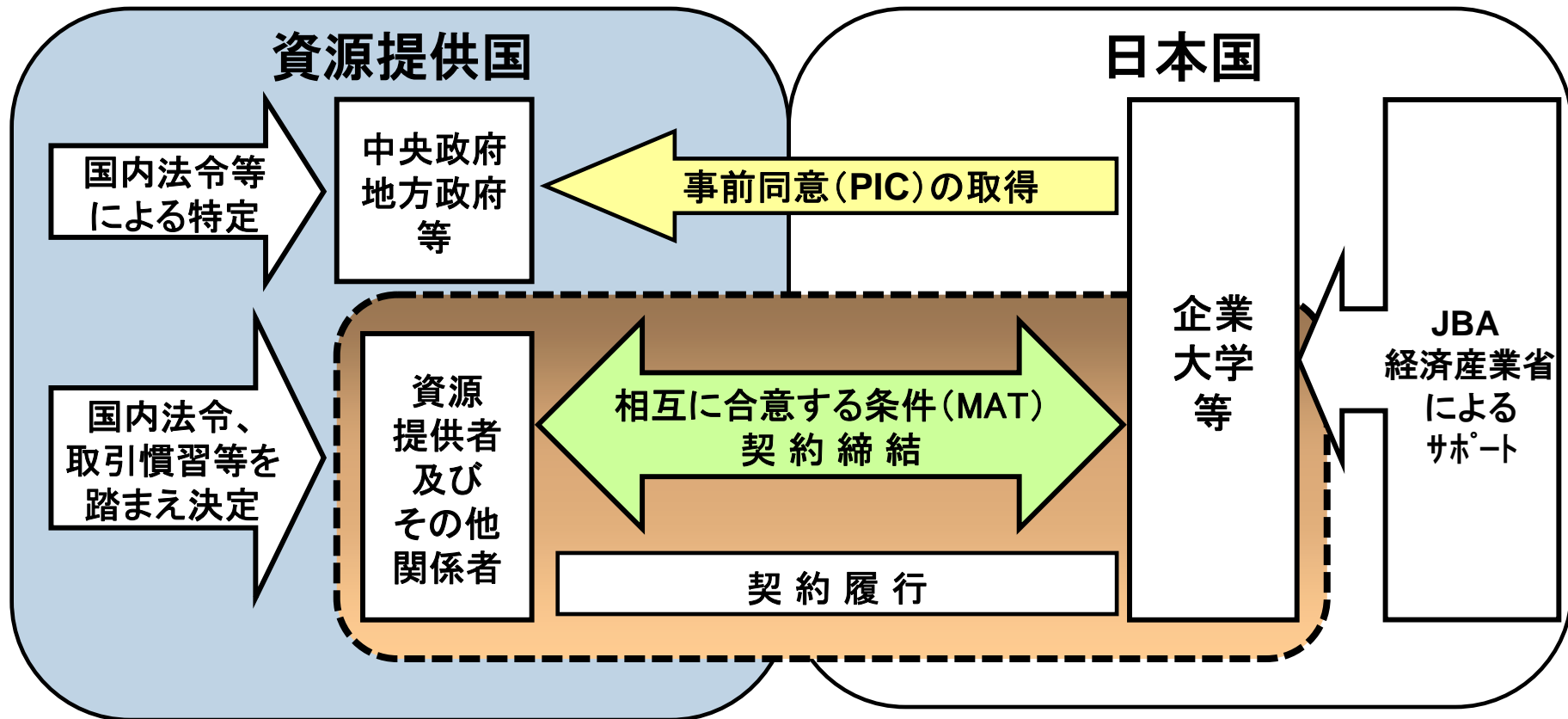
III その他の事項

IV JBA及び経済産業省の役割

参考

アクセスと利益配分の枠組み(手引9頁)

5



CBD、ボン・ガイドラインに基づく図

手引の利用：大原則

6

遺伝資源提供国の国内法や行政措置等に
従うこと！
(ABS法とは限らない)

- CBDは遺伝資源に対する各国の主権的権利を認め、ABSに関する措置を各国の国内法に委ねています。
- 名古屋議定書が採択された現時点においても、遺伝資源の利用者にとって、今までの手続を変更するものではありません。

遺伝資源提供国にABS法令はあるか？

7

□ **ABSに特化した法律（ABS法）を有する国は、25～30カ国程度。**

（CBD批准国の20%未満）

【約50カ国で何らかの点で、ABSに関連した法令や措置が設置されているが、そのほとんどは「国家生物多様性戦略、計画、政策」などである】

（CBD事務局報告による）

アクセスに関連する国内法(ABS法ではない)

例(1). マレーシア(サバ州、サラワク州以外)

8

CBDの所管:天然資源環境省

□ Regulation for the Conduct of Research in Malaysia

(首相府経済企画庁、1999年)

海外の機関がマレーシアの生物資源を利用する場合には、マレーシアのしかるべき研究機関と共同研究契約を締結し、それを経済企画庁に認可される必要がある。

(<http://www.epu.gov.my/undertaking>)

アクセスに関連する国内法(ABS法ではない) 例(2). インドネシア

9

C B D の所管: 環境省

□ Government Decree No. 41/2006

インドネシア研究技術省(RISTEK)

外国の大学・研究機関・企業・個人がインドネシアにおいて研究する際、
RISTEKから研究許可を取得しなければならない。

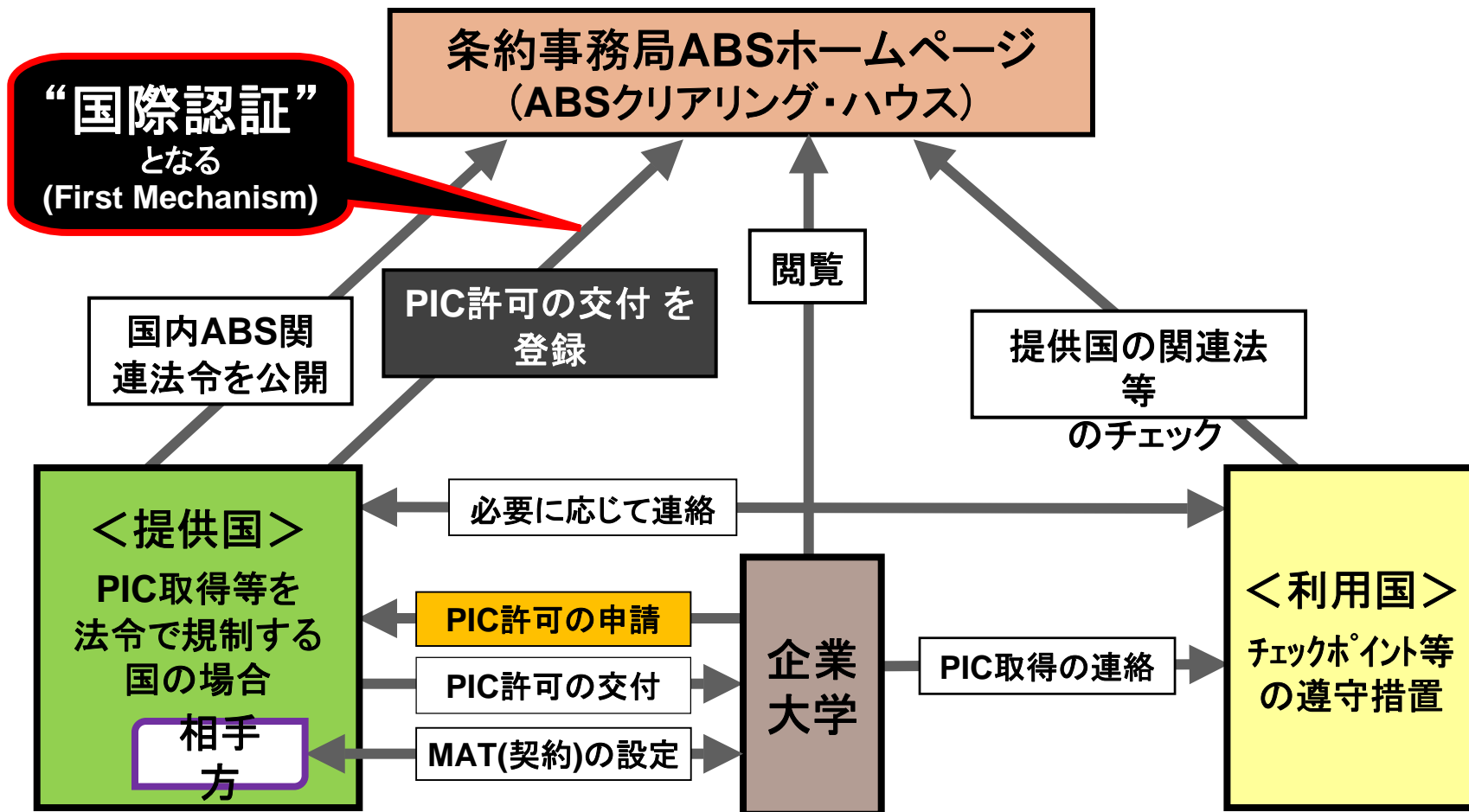
【申請手続き】

**Research Permit Procedures for Foreign Universities, Research
Institutes, Enterprises and Individual Researchers in Indonesia**

(http://202.46.15.98/?module=File&frame=lain_lain/frp/PANDUAN_frp_English.pdf)

名古屋議定書が発効したら、何がかわるか？ (考えられる仕組み)

10



おわりに

名古屋議定書はまだ発効していません！

「それではどうすればよいのか？」

□ ボン・ガイドラインと共に名古屋議定書を基本とし、
「**遺伝資源へのアクセス手引 第2版**」
に従って行動してください。

□ 不明な点、問題点等がありましたら、JBAの
「**ABS相談窓口**」にご連絡ください。

連絡先は、webフォームから：

<https://sec02.alpha-mail.net/jba.or.jp/absinfo.htm>